

鳩山町業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、町が発注する業務委託に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2条 事後審査型入札の対象となる業務は、設計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1,000万円を超えるもののほか、町長が特に指定したものであるものとする。

（参加資格）

第3条 事後審査型入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳩山町建設工事等競争入札参加者名簿又は鳩山町物品等競争入札参加者名簿に、対象となる業種で登載されている者であること。
 - (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者であること。
 - (5) 公告日から落札決定までの期間に、鳩山町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年告示第84号。以下「入札参加停止等措置要綱」という。）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - (6) 公告日から落札決定までの期間に、鳩山町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年告示第72号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 業務を行うための一定の資格
 - (2) 一定の資格を有する技術者の数
 - (3) 一定基準を満たす業務実績
 - (4) 本社、支社、営業所等の所在地
 - (5) 当該業務に配置予定の現場責任者等
 - (6) その他町長が必要と認める事項
- (公告内容等の決定)

第4条 町長は、鳩山町工事請負業者等競争入札参加者資格審査委員会（鳩山町工事請負業者等指名委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り、前条に定める参加資格のほか、公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 公告は、鳩山町業務委託一般競争入札（事後審査型）公告（様式第1号）を電子入札システムに掲載することにより行うものとする。

(仕様書等)

第6条 入札に参加するために必要となる仕様書、特記仕様書及びその他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システムに掲載する。

2 入札参加者希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより全ての入札参加希望者に周知するものとする。

(業務説明)

第7条 業務説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し、競争参加資格確認申請書を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付は、免除するものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 町長は、入札参加者から初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができるものとする。この場合、公告等において明示するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システム

により執行する。

(再度入札)

第12条 初度入札において落札候補者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行うものとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者

(2) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格の110分の100未満の価格の入札をした者

3 再度入札は原則として1回までとする。

(不調時の取扱い)

第13条 再度入札によっても落札者がいないときは、日時を改めて指名競争入札に付するものとする。ただし、指名競争入札に付することができないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることができるものとする。

(入札の辞退)

第14条 入札の辞退は、鳩山町電子入札運用基準に基づき取り扱うものとする。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第15条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第16条 町長は、鳩山町建設工事請負等競争入札参加者心得第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

(2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
- (8) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - エ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、公告等で示す事項に反した者がした入札
(落札候補者の決定)

第18条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の110分の100以上をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をしたもの）を落札候補者とする。

(くじによる落札候補者の決定)

第19条 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第20条 町長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第21条 町長は、第18条又は第19条の規定により落札候補者となった者に対し、速やかに電子メール又はファクシミリ及び電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2号）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第3号）を添えて、町長に提出しなければならない。

3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（鳩山町の休日を定める条例（平成2年条例第8号）第1項に掲げる休日

(以下「休日」という。)を除く。)以内に持参等により提出しなければならない。

- 4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書等を提出しないとき又は参加資格の審査のために町長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- 5 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると町長が認めるときは、入札参加停止等措置要綱による措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第22条 町長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて第18条及び第19条の規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認申請書等により行うものとする。
- 3 参加資格の審査は、前条第3項に規定する確認申請書等の提出期限の翌日から起算して原則3日(休日を除く。)以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- 4 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書(様式第4号)により取りまとめ、確認申請書等とともに保存するものとする。

(落札者の決定)

第23条 町長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者と決定し、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の通知後、契約書(案)、鳩山町委託契約約款又は鳩山町土木設計業務等委託契約約款若しくは鳩山町建築設計業務委託契約約款、仕様書、特記仕様書その他契約に必要な書類を添付して、契約締結通知書(様式第5号)により、落札者に送付するものとする。

(入札参加資格不適格の決定)

第24条 町長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- 2 落札決定までに、落札候補者が公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第25条 入札参加資格不適合通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第1項の通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、町長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、書面を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 町長は、第1項の説明を求められたときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

4 第1項及び第2項の手続は、当該入札の事務の執行を妨げないものとする。
（契約保証金）

第26条 契約保証金の納付及び免除については、鳩山町契約規則（昭和42年規則第34号）第16条及び第17条の規定に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、契約保証金還付請求書（様式第7号）に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

（契約の確定）

第27条 契約は、町長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

（その他）

第28条 この要綱に定めのない事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。